

議案第25号

損害賠償の額を定めることについて

勝山市荒土町松ヶ崎第3号114番地のファミリーマート荒土店駐車場において発生した物損事故について損害賠償の額を次のとおり定める。

記

1 損害を賠償する相手方の住所及び氏名

勝山市滝波町〇丁目〇〇〇番地

〇〇 〇

2 事故の概要

平成29年8月10日午後5時20分頃、ファミリーマート荒土店にて公用車を後進した際、当車後部が後方に駐車していた相手方の車両に衝突したものである。

3 損害賠償の額 金409,666円

平成29年9月25日提出

勝山市長 山岸 正裕

提案理由

物損事故による損害を賠償するため、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、この案を提出する。